

別表

区 分		基準額	補助対象経費
病院群輪番制 病院運営事業	休日	別に市長が 予算に定め る額を救急 診療日数 (当番日 数)、救急 協力診療科 目日数及び 前年度患者 数を基に按 分した額 (計算式は 欄外)	当番日における病院群輪番制病院(小児科及び精神科を除く。)の運営に必要な医師等の給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等をいう。以下同じ。)
	夜間		
小児救急医療 支援事業	休日	大阪府小児 救急医療支 援事業費補 助金交付要 綱別表2の 基準額欄に 定める額に 基づき別に 市長が予算 に定める額 を各病院の 救急診療日 数で按分し た額(計算 式は欄外)	当番日における小児科救急を行う病院群輪番制病院の運営に必要な医師等の給与費及び報償費(医師雇上謝金)
	夜間		
	夜間加算 (労働基準法 第37条第1 項及び第4項 に定める割増 賃金(時間 125/100以 上)及び深夜 (150/100、 160/100又 は、125/100 以上)を手当 している場合		
歯科急病診療事業		別に市長が 予算に定め る額	堺市口腔保健センター附属休日急病歯科診療所の運営に必要な次に掲げる経費 (1) 歯科医師、歯科衛生士等出務報酬 (2) 管理経費(薬品費、消耗品費、給与費等)
事業団管理運営事業		4の(1)の ④に定める 事業に要す る経費に当 該事業に充 てる収入を 差し引いた 市長が予算 に定める額	市長が必要と認めた事業団が行う救急確保対策及び事業団の管理運営に要する経費

【病院群輪番制病院運営事業の基準額計算式等】

病院群輪番制病院運営事業の基準額は次の算式により計算する。

$$\text{基準額} = \text{基本額 (①)} + \text{科目加算 (②)} + \text{患者加算 (③)}$$

①基本額

別に市長が定める額÷全病院救急診療日数×各病院救急診療日数

(注)このうち、以下の項目の端数は次の方法により処理すること。

- 一 別に市長が定める額を全病院救急診療日数で除した場合に小数点以下の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 二 算定した基本額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

②科目加算

別に市長が定める額÷全病院救急協力診療科目日数×各病院救急協力診療科目日数

(注)このうち、以下の項目の端数は次の方法により処理すること。

- 一 別に市長が定める額を全病院救急協力診療科目日数で除した場合に小数点以下の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 二 算定した科目加算の額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

③患者加算

別に市長が定める額÷前年度全病院救急外来患者数×前年度各病院救急外来患者数
+別に市長が定める額÷前年度全病院救急入院患者数×前年度各病院救急入院患者数

(注)このうち、以下の項目の端数は次の方法により処理すること。

- 一 別に市長が定める額を前年度全病院救急外来患者数で除した場合に小数点以下の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 二 別に市長が定める額を前年度全病院救急入院患者数で除した場合に小数点以下の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 三 算定した患者加算の額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

救急診療日数(当番日数)は、年間の夜間救急診療日数+休日救急診療日数、救急協力診療科目日数は、診療科目毎の、年間の夜間救急診療日数+休日救急診療日数の合計。

按分に用いる前年度実績の患者数は、前年度に実績報告があった患者数とし、実績報告がない場合は患者数を0とする。

申請後に発生した事由により交付決定額が変更となる場合は、当該輪番制病院のみにかかる決定額を変更し、他の輪番制病院の決定額については変更を行わないものとする。

申請後に救急協力診療科目の追加等交付決定額の変更が見込まれる場合は、9に基づく交付決定額を上限とし変更交付申請するものとする。

【小児救急医療支援事業の基準額計算式等】

小児救急医療支援事業の基準額は次の算式により計算する。

基準額=休日・夜間補助金額(①)+夜間加算補助金額(②)

①休日・夜間補助金額

大阪府小児救急医療支援事業費補助金交付要綱別表2の基準額欄に定める額に基づき別に市長が定める額÷全病院小児救急診療日数(休日+夜間小児救急診療日数)×各病院小児救急診療日数(休日+夜間小児救急診療日数)

(注)このうち、以下の項目の端数は次の方法により処理すること。

- 一 大阪府小児救急医療支援事業費補助金交付要綱別表2の基準額欄に定める額に基づき別に市長が定める額を全病院小児救急診療日数(休日+夜間小児救急診療日数)で除した場合に小数点以下の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 二 算定した休日・夜間補助金額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

②夜間加算補助金額

大阪府小児救急医療支援事業費補助金交付要綱別表2の基準額欄に定める額に基づ

き別に市長が定める額÷全病院夜間小児救急診療日数×各病院夜間小児救急診療日数)

(注) このうち、以下の項目の端数は次の方法により処理すること。

- 一 大阪府小児救急医療支援事業費補助金交付要綱別表 2 の基準額欄に定める額に基づき別に市長が定める額を全病院夜間小児救急診療日数で除した場合に小数点以下の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 二 算定した夜間加算補助金額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

(注) 救急診療日数の算出方法は、次のとおりとする。

救急診療日数は、次の表に規定する区分ごとに定める対象時間を 1 日として算定するものとする。この場合において、休日とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する祝日及び休日並びに年末年始の日（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで）をいうものとする。

ただし、病院群輪番制運営事業の当番日及び小児救急医療支援事業の当番日が、同一日、同一医療機関及び同一診療体制の場合は、小児救急医療支援事業に係る診療日数は、算定しないものとする。

区 分	対 象 時 間
休 日	午前 8 時から午後 6 時まで診療を行うもの
夜 間	午後 6 時から翌日午前 8 時まで診療を行うもの